

釧路市で



農業をはじめよう！

釧路市では新たに農業経営を行う方に

新規就農奨励金 **300万円** を交付します！

◆ 新規就農奨励金とは？

「釧路市新規就農者誘致条例」に基づき、釧路市が認めた新規就農者に対して、新規就農奨励金として100万円を最大3回（合計最大300万円）交付します。

◆ 釧路市が認める新規就農者とは？

個人経営体の経営をする方、一戸一法人または農業後継者であり、市内に住所（一戸一法人は本店又は主たる事務所）及び営農地を有し、農業経営改善計画または青年等就農計画について釧路市から認定を受けたもの（認定農業者または認定新規就農者）であり、下記要件に該当する方を対象としています。

○ 個人経営体を経営する方

- ・ 成年者
- ・ 農業経営を開始してから **3年以内** のもの



○ 一戸一法人

- ・ 農業経営を開始してから **3年以内** のもの

○ 農業後継者

- ・ 成年者
- ・ 市内に住所を有してから **5年以内** であるもの
- ・ 市内に住所を有する直近10年間の間、市外に住所を有していた期間が通算して **5年以上** であるもの
- ・ 3親等以内の親族※が市内において経営する個人経営体または一戸一法人の経営に携わる者となってから **3年以内** のもの



※ 3親等以内の親族

1 親等：父、母、子

2 親等：祖父母、孫、兄弟姉妹

3 親等：曾祖父母、曾孫、叔父、叔母、甥、姪

◆ 交付金額・要件は？

○ 1回目（新規就農者の認定の日の属する年）

新規就農者として認定された際に **100万円** を交付します。

○ 2～3回目（新規就農者の認定の日の属する年の翌年～翌々年）

対象期間における農業収入の実績が営農計画書に記載した目標値の **50%以上** である場合に限り **100万円** を交付します。

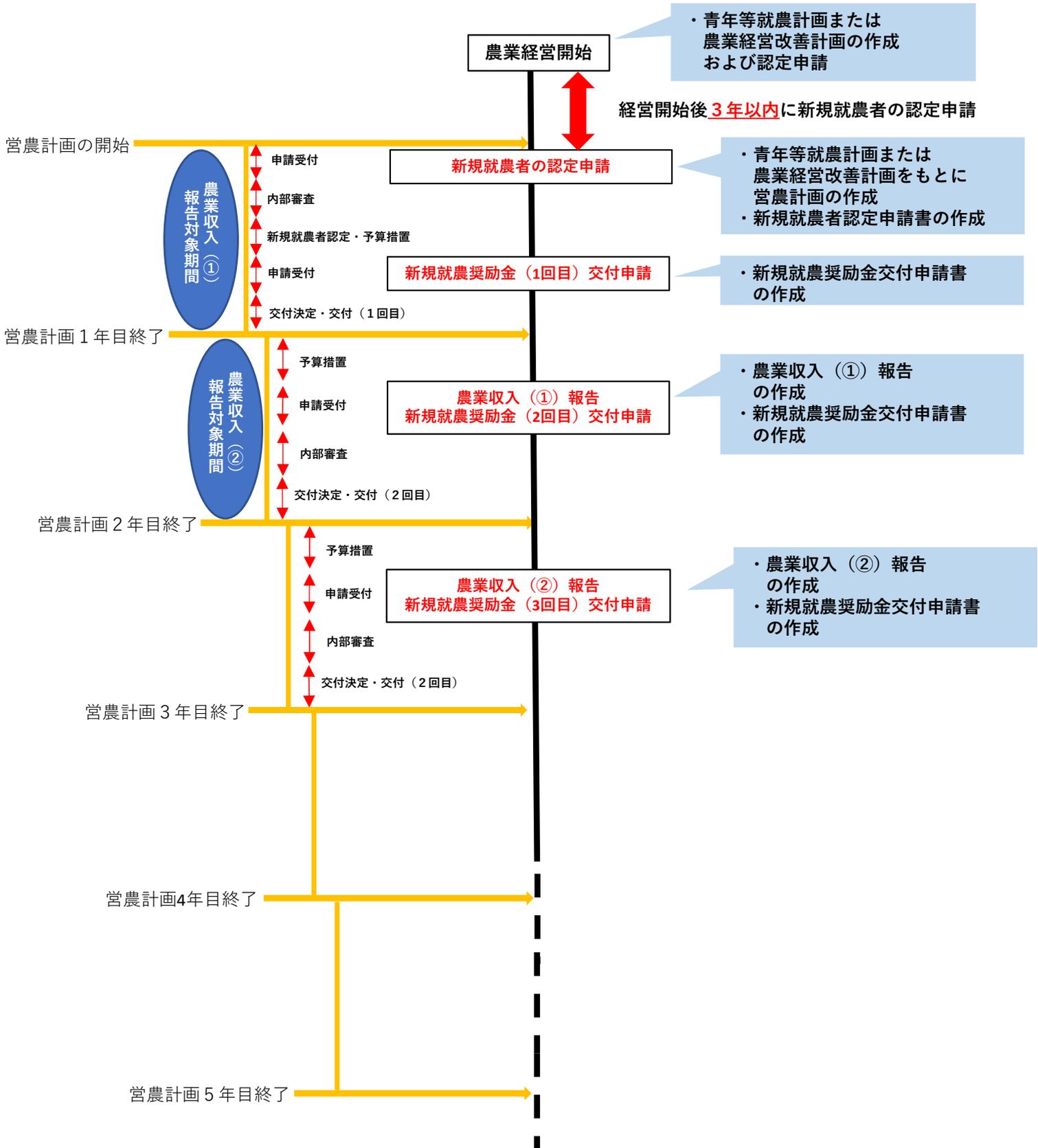


◆ 必要な手続きは？

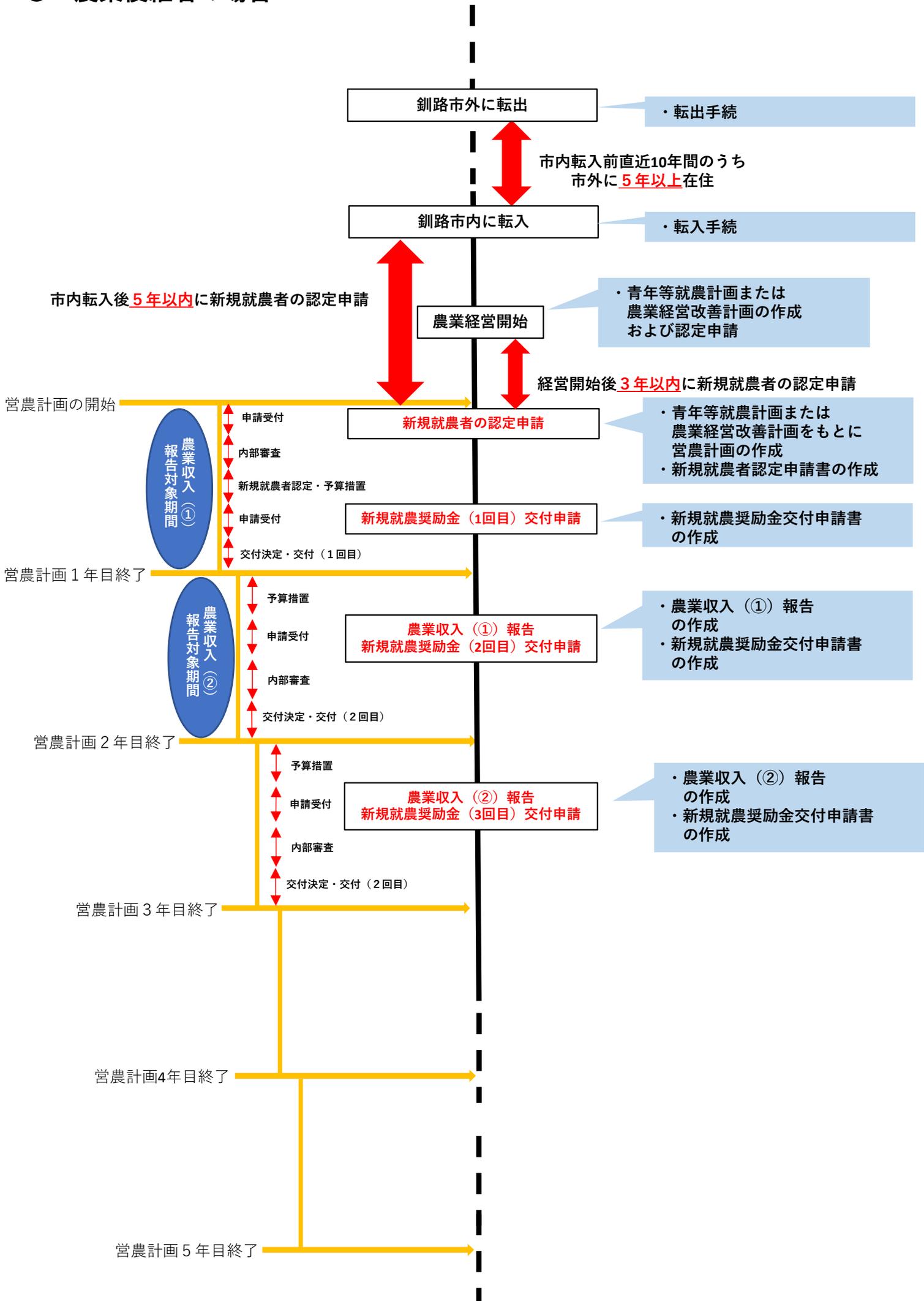
新規就農者の認定申請と新規就農奨励金の交付申請の2つの手続きが必要
です。

各手続きの流れは下記の通りです。

○ 個人経営体を経営する方、一戸一法人の場合



○ 農業後継者の場合



◆ お問い合わせ先

釧路市産業振興部農林課

○ 農林振興係

住所 : 〒085-8505
釧路市黒金町7丁目5番地
TEL : 0154-31-2552
FAX : 0154-31-2553
mail : no-nourin@city.kushiro.lg.jp

○ 阿寒農林振興係

住所 : 〒085-0292
釧路市阿寒町中央1丁目4-1
TEL : 0154-64-6192
FAX : 0154-66-2223
mail : no-akannourin@city.kushiro.lg.jp

○ 音別農林振興係

住所 : 〒088-0192
釧路市音別町中園1丁目134
TEL : 01547-6-2231
FAX : 01547-6-2434
mail : no-onbetunourin@city.kushiro.lg.jp

◆ その他詳細についてはこちら

○ 釧路市HP

<https://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/nourin/1006278/1006279/1006285.html>



○ 釧路市新規就農者誘致条例

https://www1.g-reiki.net/kushiro/reiki_honbun/r355RG00000563.html



○ 釧路市新規就農者誘致条例施行規則 https://www1.g-reiki.net/kushiro/reiki_honbun/r355RG00000564.html

